

# 事前届出免除制度・対内直接投資等に関する外為法改正(2019年10月)について

執筆者： 弁護士 神鳥智宏

弁護士 日比慎

弁護士 長谷川皓一

December 2019

## In brief

本年11月29日、外国為替及び外國貿易法の一部を改正する法律が公布されました。政省令のパブリックコメント手続を経て、公布から6カ月以内に施行される予定です。同改正法は、投資自由の原則を変えることなく、一定の場合に外国投資家が国内企業に対して投資する場合の規制を強化する一方、健全な投資を促進する観点から事前届出免除制度を導入する等の重要な改正を含むものであり、外国投資家の投資に影響を及ぼすことから、政省令・パブリックコメント等の動向も含め、注視が必要なものと考えられます。

以下では、「外国為替及び外國貿易法」を「外為法」といいます。また、2019年11月に公布された改正法による改正後の外為法を「改正後外為法」といい、同改正前の外為法を「改正前外為法」といいます。

## In detail

### 1. 本改正の背景・趣旨

外国投資家が日本国内の法人に対して投資すること（「対内直接投資」。詳細は外為法26条、対内直接投資等に関する政令2条9項参照。）については、外為法の規制が及びます。もっとも、改正前外為法においては、投資自由の大原則の下、一定の場合に事後報告を求めつつ、国家の安全等の観点から、指定された業種に対する投資についてのみ事前届出を求めるものでした。

#### (1) 世界的な対内直接投資規制の強化

近年、米国や欧州において国家安全保障等の観点から対内直接投資に対する規制の強化が進んでいます。このような中で、日本の安全保障に関する技術を提供している国内企業に投資が向かう可能性があり、日本の投資規制が甘いがためにループホールとなってしまうことを阻止する必要があります（産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会中間報告（2019年10月））。

## (2) 対内直接投資の促進の必要

一方で、対内直接投資は、短期的に、経済や雇用へのプラスの影響や、新サービス・製品による消費者へのメリットが期待されるのみならず、中長期的にも、ビジネスモデルや働き方等を含め、イノベーションの創出に資するものであり、今後も一層促進していく必要があります(上記中間報告)。

## (3) まとめ

以上から、健全な対内直接投資を一層促進する観点から事前届出の免除制度を導入するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するため、事前届出の対象を見直す旨の本改正が行われました。

## 2. 本改正の概要

本改正における主要な改正点は下記の点です。

- (1) 対内直接投資等に該当する上場会社等の株式・議決権取得の閾値引下げ(10%→1%)
- (2) 役員への就任および重要事業の譲渡・廃止に関する同意行為の対内直接投資等への追加
- (3) 居住者からの事業の譲受け等の対内直接投資等への追加
- (4) 事前届出免除制度の新設
- (5) ファンドによる株式取得・議決権取得時の届出・報告義務の整理

## 3. 対内直接投資等に該当する上場会社等の株式・議決権取得の閾値引下げ

### (1) 改正前外為法

改正前外為法では、外国投資家が上場会社の株式を取得した結果、当該上場会社等の発行済み株式総数の10%以上を所有することとなるときのみ、「対内直接投資等」(改正前外為法 26条2項3号)とされ、事前届出又は事後報告の規制の対象とされていました。

### (2) 改正後外為法

改正後外為法では、外国投資家が上場会社の株式又は議決権を取得した結果、取得の結果、当該上場会社等の発行済み株式総数の1%を下らない割合で政令で定める割合以上を所有するときに、「対内直接投資等」(改正後外為法 26条2項3号、4号)とされ、原則として事前届出又は事後報告の対象となりました。1%が規制の閾値とされた趣旨は、発行済み株式の1%を所有すれば、会社法上議題提案権行使することが可能となり、株式取得以降の経営への影響力行使につながる行為(例えば、役員への就任や重要事業の譲渡の提案)を行うことができるという点にあります。

今回の改正の閾値である1%以上の株式の取得という事態は、投資目的の株式取得であっても容易に生じると思われますので、下記6.で紹介する事前届出免除制度の利用の可否とあわせて注意が必要です。

#### 4. 役員への就任および重要事業の譲渡・廃止に関する同意行為等の対内直接投資等への追加

##### (1) 改正前外為法

改正前外為法では、会社の総議決権の3分の1以上を所有する外国投資家が国内の会社の事業目的の実質的な変更に同意した場合のみ、「対内直接投資等」(改正前外為法26条2項4号)とされ、事前届出又は事後報告の規制の対象とされていました。

##### (2) 改正後外為法

改正後外為法では、以下のとおり、2つの観点から規制対象が拡大しました。

まず、対象行為が拡大しました。外国投資家が「会社の経営に重要な影響を与える事項」として政令で定めるものに関し行う同意についても、「対内直接投資等」(改正後外為法26条2項5号)の対象となり、事前届出又は事後報告の規制の対象となりました。上記政令については未だ規定されていないものの、外国投資家又はその密接関係者の役員への就任、重要事業の譲渡・廃止が対象として検討されています。

次に、議決権の保有要件の閾値が引き下げられました。「対内直接投資等」(改正後外為法26条2項5号)の対象となるのは、出資先が上場会社等である場合、かつ外国投資家が総議決権の1%を下らない割合で政令が定める割合以上を保有する場合に限られる旨の条件が付されています。出資先が上場会社等の場合については、議決権の保有要件が引き下げられたほか、出資先が非上場会社の場合については、議決権の保有要件について限定がなくなったことに留意が必要です。

#### 5. 居住者からの事業の譲受け等の対内直接投資等への追加

##### (1) 改正前外為法

改正前外為法では、居住者からの事業の譲受け等については、上述した、株式取得に関する規制(改正前外為法26条2項3号)、会社の事業目的の実質的な変更に関して行う同意(改正前外為法26条2項4号)に該当する場合のみ、外国投資家による居住者からの事業の譲受けが規制の対象とされていました。

##### (2) 改正後外為法

改正後外為法では、外国投資家による居住者である法人からの事業の譲受け、吸収分割及び合併による事業の承継が、株式取得や会社の事業目的の実質的な変更に関して行う同意に当たるか関係なしに、対内直接投資等となり(改正後外為法26条2項8号)、事前届出又は事後報告の対象とされました。

#### 6. 事前届出免除制度の新設

本改正では、対内直接投資等に該当する上場会社等の株式・議決権取得の閾値引下げと引き換えに、事前届出免除制度を新設し、対内直接投資案件の大宗を占めるポートフォリオ投資等については事前届出を免除しています(改正後外為法27条の2)。他方、国の安全等を損なうおそれがある投資については、免除の対象外として政令・告示において外形的に明確化される予定です。現在のところ、事前届出免除制度の対象範囲は、以下の条件のすべてを満たした場合のみ対象範囲となる見込みです。なお、事前届出免除制度を利用できる場合であっても事後報告は必要とされており、下記条件を遵守しない場合には勧告、命令が可能とされています。

##### (a) 株式または議決権の取得等一定の対内直接投資等であること

##### (b) 過去に外為法違反で処分を受けたことがなく、国有企業等に該当しない外国投資家であること

(c) 指定業種のうち、国の安全等を損なうおそれが大きいもの(主要な例としては武器製造、原子力、電力、通信等)に該当しない外国投資家であること

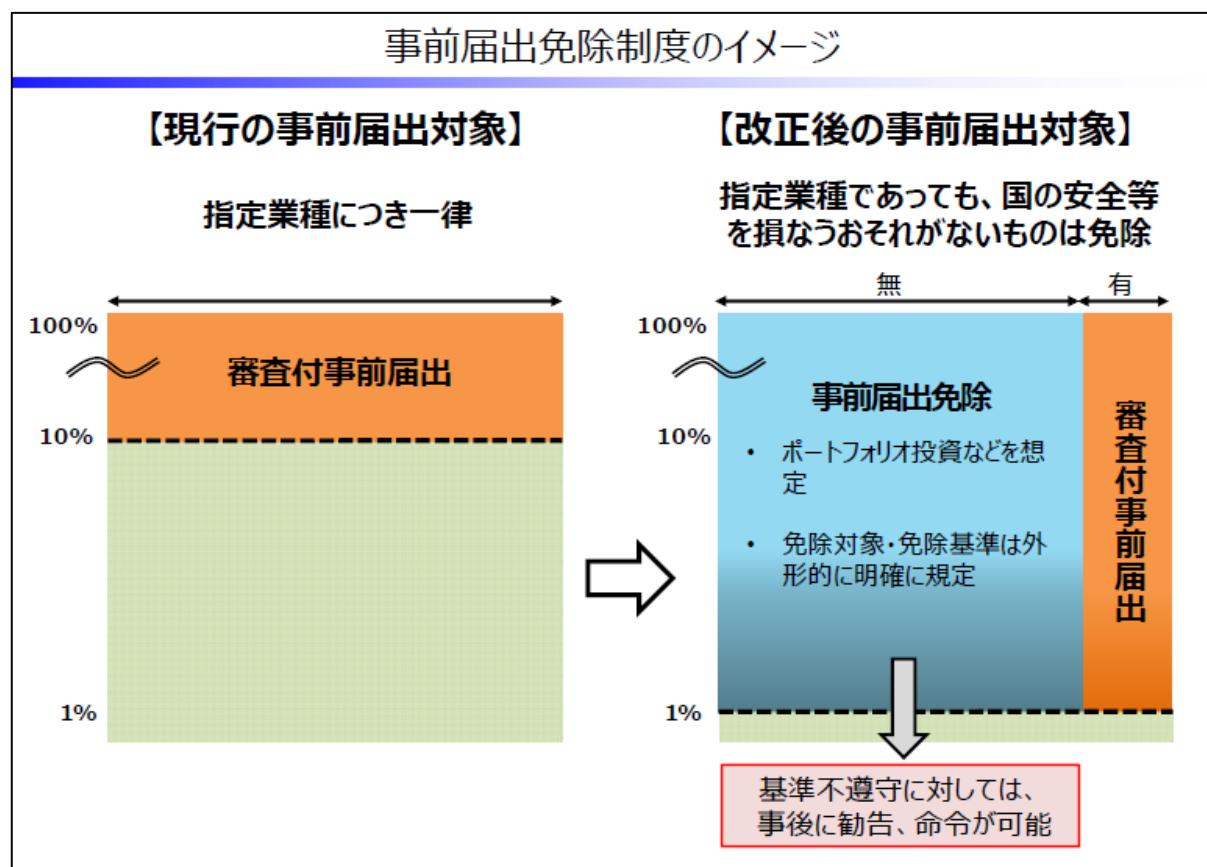
(d) 外国投資家が以下の基準を遵守すること

(i) 外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しないこと

(ii) 重要事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しないこと

(iii) 国の安全等に係る非公開の技術情報にアクセスしないこと

まず、(b)では、国有企業等は事前届出免除制度を利用できないとされていますが、財務省によれば、SWF や年金基金でも、国の安全等を損なうおそれがないと認められるものは、免除制度の利用が可能とされています。また、(c)の方針に関わらず、外国証券会社が自己勘定で行う取引や外国銀行、外国保険会社及び外国運用会社が行う取引については、対象銘柄にかかわらず、事前届出免除の対象とすることや、外国証券会社、外国銀行、外国保険会社及び外国運用会社が行う免除後の事後報告の閾値は現状(10%)より加重しないことが見込まれています。



(出所)財務省国際局、2019「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」について」

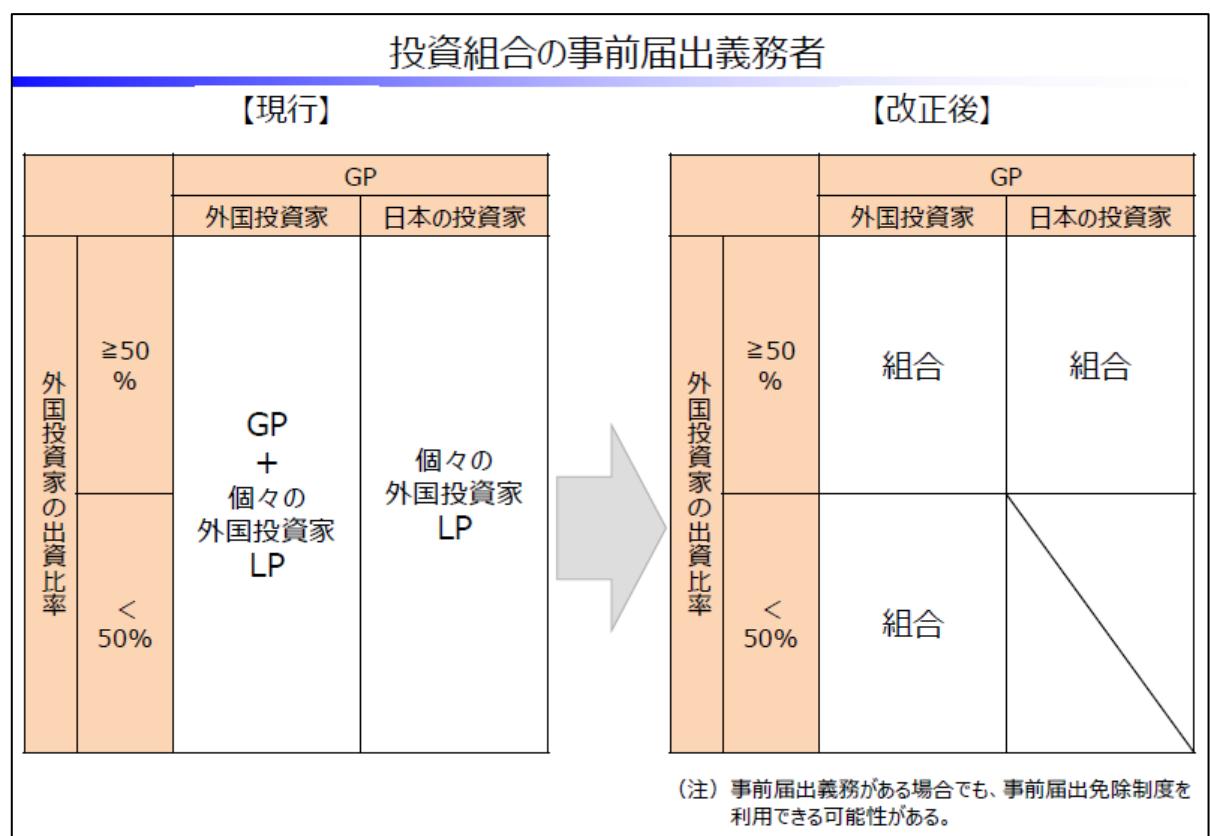
## 7. ファンドによる株式取得・議決権取得時の届出・報告義務の整理

### (1) 改正前外為法

改正前外為法では、投資ファンドが日本法に基づく組合として組成されている場合、ファンドに1名でも外国投資家が存在する場合、その出資金額にかかわらず、当該外国投資家のために事前届出が必要とされていました。

### (2) 改正後外為法

改正後外為法では、民法上の組合、投資事業有限責任組合または外国法上の組合において、非居住者等が、出資金額の50%以上を拠出している場合、または業務執行組合員の過半数を占めている場合、当該組合自身が外為法上の外国投資家に該当し、背後の投資家ではなく、自らが届出・報告義務を負うこととなりました(改正後外為法26条1項4号)。



(出所)財務省国際局、2019.「「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」について」

## 8. おわりに

以上、事前届出免除制度・対内直接投資等に関する改正後外為法の概要について見てまいりました。改正後外為法については、閾値の大幅な引下げなど外国投資家による対内直接投資を困難にするものであり、近年進められてきたコーポレートガバナンス改革への悪影響を指摘する向きもあります。他方で、外国証券会社、外国銀行、外国保険会社及び外国運用会社については事前届出免除制度の対象とされることが明確化されており、SWF や年金基金のような機関投資家についても同制度の利用の余地が示されています。また、上場会社に関する事前届出の要否等に関する銘柄リストの公表も予定されています。詳細は、政省令等に委ねられていることから、今後、事前届出免除制度の点を含め、政省令案の内容、パブリックコメントへの回答などを注視する必要があります。

[参考リンク]

令和元年 10 月 18 日提出外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(財務省)

[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/bills/200diet/index.htm](https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/200diet/index.htm)

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案についての報道発表(財務省)

[https://www.mof.go.jp/international\\_policy/gaitame\\_kawase/press\\_release/20191018.html](https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/press_release/20191018.html)

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案についての議案情報(参議院)

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/200/meisai/m200080200013.htm>

2019 年外為法改正案について—対内直接投資管理の枠組みの見直し(CISTEC)

[http://www.cistec.or.jp/service/zdata\\_gaitame\\_kaisei2019/kaisetu\\_2019kaiseian.pdf](http://www.cistec.or.jp/service/zdata_gaitame_kaisei2019/kaisetu_2019kaiseian.pdf)

産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会-中間報告【改正の背景】

[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho\\_boeki/anzen\\_hosho/20191008\\_report.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/anzen_hosho/20191008_report.html)

外為法 Q&A(対内直接投資・特定取得編)【現行法】

[https://www.boj.or.jp/about/services/tame/faq/data/t\\_naito.pdf](https://www.boj.or.jp/about/services/tame/faq/data/t_naito.pdf)

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 弁護士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル

電話 : 03-5251-2600(代表)

Email: [pwcjapan.legal@jp.pwclegal.com](mailto:pwcjapan.legal@jp.pwclegal.com)

[www.pwc.com/jp/legal](http://www.pwc.com/jp/legal)

- PwC ネットワークは、世界 90 カ国に約 3,500 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan 全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan は、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

#### 弁護士

神鳥 智宏

03-5251-2793

[tomohiro.kandori@pwc.com](mailto:tomohiro.kandori@pwc.com)

#### 弁護士

日比 慎

03-5251-2746

[makoto.hibi@pwc.com](mailto:makoto.hibi@pwc.com)

#### 弁護士

長谷川 皓一

03-5251-2600

[koichi.hasegawa@pwc.com](mailto:koichi.hasegawa@pwc.com)

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2019 PwC 弁護士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーフームである PwC 弁護士法人、または日本における PwC メンバーフームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーフームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) をご覧ください。